

理事・監事の報酬等の支給基準

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人JMA国際交流協会（以下「この法人」という。）の定款第24条に基づき理事及び監事の報酬等について定めるものとする。

(報酬支払の基準となる執務内容)

第2条 理事及び監事の報酬は定款第20条及び21条に規定する職務及び権限に従い、必要な執務を行い、理事会及び社員総会に出席することにより支払対象となる。

2、専らこの法人の業務を週3日以上かつ週24時間以上、若しくは相当の対価のある業務を伴わない理事は無報酬とする。

(報酬額の範囲)

第3条 役員報酬の総額は年度ごとに社員総会において定める。

別紙「理事・監事の報酬等の支給基準額の一覧」の通り

(報酬及び費用弁償の支給日)

第4条 理事及び監事の報酬は、毎月25日に支払うものとする。

なお支給日が金融機関の休業日にあたる場合には、前営業日に支払うものとする。

2、費用弁償は、業務にあたった都度遅滞なく支払うものとする。

(報酬及び費用弁償の支給方法)

第5条 報酬及び費用弁償は、通貨を以って本人に支給又は支払うものとする。

ただし、本人の同意がある時は、本人の指定する本人名義の金融機関口座へ振込む方法によることができるものとする。

(改正)

第6条 本基準の改正は、社員総会の議決を経なければならない。

附則

この規定は令和3年4月1日から施行する。